**平成２２年（フ）第３３１号**
北九州市小倉北区熊本３丁目５番２―202号
債務者　金谷　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３５１号**
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目12番６号
債務者　北　れい子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３５２号**
福岡県遠賀郡水巻町おかの台１番305号
債務者　森岡　和子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３６３号**
北九州市小倉北区今町１丁目２番５―303号
債務者　西川千代子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６号**
福岡県直方市大字感田2711番地２
債務者　福原美津代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２２年（フ）第７号**
福岡県田川郡添田町大字添田1789番地の10
債務者　東　　篤子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２２年（フ）第５６号**
福岡県田川市大字夏吉259番地１
債務者　桑名　弓子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２２年（フ）第１３２号**
大分県別府市大字鶴見3985番地の２　県営原住宅１Ａ―２―32
債務者　大高慎太郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３３号**
大分市大津町１丁目８番２号　渡辺アパート202
債務者　中山　美怜
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４６号**
大分市萩原３丁目５番20号
債務者　佐藤裕二郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５０号**
大分県別府市大字鶴見4026番地の19　ゴトウアパート１Ｆ
債務者　河野　美季
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１７７号**
大分県由布市湯布院町川上1154番地３、申立時の住所大分市金池町３丁目１番５号　コーポ光陽307
債務者　浦田　美和（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１８９号**
大分市大字田尻1055番地の62
債務者　柳井勘一郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１９１号**
大分市新川町１丁目１番33号　新川ハイツ50Ｂ
債務者　多治見啓義
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第２２７号**
大分市久原中央３丁目９番５号　レオパレス久原107
債務者　清水　光信
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第９０号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄10493番地
債務者　木下しみ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第９１号**
宮崎市青島４丁目５番22号
債務者　川野　尚子（旧姓船ケ山）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所破産係